

回 答 書

1 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

【回答】

小田原・箱根木製品の販路の開拓及び拡大については、ブランド化や認知度の向上等に係る取組を進めるとともに、関係団体が実施するに事業に対する支援を継続して行ってまいります。

なお、「小田原漆器」、「小田原木製品」及び「箱根寄木細工」を始めとした伝統産業に係る技術の承継については、市としても大変重要且つ喫緊の課題であると認識しており、箱物産連合会、神奈川県及び貴商工会議所など関係機関と連携し、効果的な方策について検討してまいります。

(担当課：産業政策課)

2 地元建設業者の育成支援及び公共工事について

【回答】

(1) 工事の平準化について

工事の早期発注及び平準化については、毎年、工事所管課に通知し徹底を図るとともに、平成29年度末には、平成28年度と同様に、いわゆる「ゼロ市債」による工事の前倒し発注を行うなど、その対応に努めているところであり、今年度も可能な限り対応していきたいと考えています。

(2) 総合評価方式の見直しについて

本市では総合評価方式入札のうち、「簡易型」の入札・契約手続を平成28年度にガイドラインに追加しましたが、平成29年度に引き続き、今年度においても適当な工事がなく、未だに試行実績は「特別簡易型」による執行のみとなっています。

今後、「簡易型」にふさわしい工事を抽出し、試行につなげたいと考えています。

なお、試行できた場合は、入札参加業者等からの御意見を聴取し、試行結果について検証してまいります。

(3) 公共工事における提出書類の簡素化について

現在、提出を求める工事完成検査時等の必要書類は、法令等の規定により

必要とされているものや工事目的物の品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているか確認するために必要となるものなど、最小限のものとしていますが、今後も必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

なお、工事担当課から工事完成後の施設管理のために、必要書類の提出を求める場合もありますので、御理解を下さるようお願ひいたします。

(4) 小規模施工時の最低補償額の対応方針の遵守と130万円以下の工事発注における基準の見直しについて

小規模施工の積算については、平成29年度土木工事標準積算基準等の改定時に、「1日未満で完了する小規模施工時の積算方法」が新設されたことから、基本的には、この基準に従い積算するよう努めていますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、予定価格130万円以下の工事の発注については、工事担当課により対応方法が異なりますが、御指摘のようなことがないよう可能な限り対応してまいります。

(担当課：契約検査課)

3 マル経融資制度の利子補給制度の創設について

【回答】

利子補給については、現在、本市の中小企業支援策として実施している「中小企業小口資金融資制度」にも適用していない状況であり、限られた財源のなか優先順位を考慮しながら、総合的な見地で検討する必要があります。

「マル経融資」が小規模事業者の経営環境の向上に寄与してきたことは承知していますが、現時点においては「マル経融資」に対する利子補給は難しい状況です。

(担当課：産業政策課)

4 信用保証料補助限度額の拡大について

【回答】

信用保証料補助金については、平成29年度において300件に迫る申請をいただき、その補助金額の合計は約1,500万円となっており、信用力、担保力が弱い中小企業が融資制度を利用する際の大きな助けとなっていると考えています。

こうした実績を踏まえ、安定的に制度を維持するとともに、一層の活用が図られるよう逐次検討することは必須であると認識していますが、財源に限りがある中、

多くの中小企業への円滑な融資実行を支援していくためには、現時点において補助限度額を拡大することは難しいと考えています。

(担当課：産業政策課)

5 事業承継への支援について

【回答】

地域経済の活力の維持・向上を図っていく上では、「起業・創業」とともに、既存の事業を次世代に着実に承継していくことは、持続可能なまちづくりを実現する上で、大変重要な取組であると認識しており、本市においても平成29年7月に神奈川県が中心となり設立した「神奈川県事業承継ネットワーク」に参画するなど、事業承継の支援体制を整えています。

今後も事業承継について本市に対し具体的な相談等があった際には、貴商工会議所を始めとした関係団体ともしっかりと連携し、適切に対応するほか、行政としての支援の方策について検討してまいります。

(担当課：産業政策課)

6 いのち輝くまちづくり構想推進について

【回答】

いのち輝くまちづくり構想については、懇談の場に引き続き参加して情報の共有や把握に努めるとともに、市商店街連合会をはじめとする関係団体からの意見等をふまえつつ、いのち輝くまちづくり構想の具現化に向け、状況に応じた協議・調整等に努めてまいります。

(担当課：産業政策課)

7 空き家・空き店舗対策について

【回答】

本市では、商店街が地域コミュニティの核となって地域住民の暮らしを支え続けていけるよう、空き家・空き店舗の活用に取り込む商店街や商業団体に対し、補助金を交付することで支援を行っていますが、活用実績は多くありません。

今後も引き続き商店街等によるこうした取組を支援する一方で、地域の課題解決や魅力向上に欠かせない業種のテナント誘致をする場合などにおける個店の支援につきましても、検討してまいりたいと考えております。

なお、「空き家バンク」については、平成27年3月から実施していますが、貴

商工会議所の要望のとおり、積極的な推進が必要と考えています。そこで、県西空き家バンク連絡会によるポータルサイトの本格運用や、全国版空き家バンクに登録するなど行ってまいりましたが、今後も引き続き周知を図ってまいります。

(担当課：商業振興課、都市政策課)

8 都市計画道路計画の再構築について

【回答】

都市計画道路の見直しについては、平成20年度に、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、長期未着手路線を対象に将来交通量推計や代替路線の存在など総合的な検証を行い、変更する1路線、廃止する3路線（部分廃止含む）については、平成24年までに都市計画変更を完了したものです。

平成30年度より、立地適正化計画など新たな視点も加え、2回目の見直しに着手していますが、都市計画道路は土地利用と密接に関係するため、地区のまちづくりと連携を図りながら適切に対応してまいります。

(担当課：都市計画課)

9 小田原駅西口の開発について

【回答】

小田原駅西口周辺については、平成29年1月に土地所有者などによる「小田原駅西口まちづくり協議会」が設立され、西口広場を含む一体的な再開発についても研究テーマの一つとしており、去る8月24日に意見交換を行ったと伺っています。

また、老朽化が著しい新幹線ビルの先行的な建替えについても、市として同協議会から相談に対応しているところです。

現在の西口広場は、平成15年に完成したアーチクロードの建設に合わせ、限られた用地の中、最善の再整備を行ったのですが、雨天時の混雑など整備課題が存在していると認識しています。

今後、まちづくり協議会の活動や新幹線ビルの建替えに向けた動きにも呼応しながら、課題の解決策を探ってまいります。

(担当課：都市計画課)

10 土地利活用について

(1) 市街化区域

【回答】

本市は、本年3月、国土交通省及び内閣府から地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定されました。モデル事業である「歴史的資源を通じた賑わいと交流のコンパクトシティの形成」では、小田原駅周辺、箱根板橋駅・南町周辺、早川駅周辺など、地域の歴史や文化、なりわいの特色を生かし、民間との協働により地域の活力・稼ぐ力を高めるまちづくりの推進を掲げております。

さらに、立地適正化計画では、人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」を都市づくりの理念とし、地域ごとの特性を生かし各種施設の立地に必要な人口密度（人口集積）を確保しながら、市内各所の拠点となる駅周辺や公共交通沿線等への緩やかな人口誘導を図る、持続可能な都市づくりを目標に策定を進めています。

都市機能や居住の誘導を図るためにには、民間の協力が重要となることから、関係する方々のご意見も伺いながら、民間事業を誘発できるように誘導施策の検討を進めてまいります。

（担当課：都市政策課）

（2）市街化調整区域

【回答】

新たな開発許可制度については、市民や関係団体の皆様を対象に、平成28年12月から平成30年7月までに説明会や市民個別相談会等を延べ57回開催し、1,841名の参加をいただいたところです。

制度施行後についても、ホームページへの掲載やパンフレットの配布など、さらなる周知を図るとともに、個別の土地利用における相談について、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えています。

なお、都市計画法第34条については、現時点での運用等の変更は考えておらず、これまでと同様に適切な運用を図ってまいります。

（担当課：開発審査課）

（3）立地適正化計画

ア 都市機能誘導区域

【回答】

立地適正化計画の策定に当たっては、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す上で必要となる、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、公共施設など都市機能・生活サービス関連施策の基本的な方向性を検討しています。計画の目標年次を平成52年と設定する中で、こうした様々な分野の取組を踏まえた目標を設定し、5年ごとの計画の評価・見直しに係るP D C Aサイクルで、継続的に計画の推進を図ってまいります。

(担当課：都市政策課)

イ 居住誘導区域

【回答】

居住誘導区域の設定に当たっては、本市の公共交通の利便性を生かした、歩いて暮らせるまちづくりを基本的な考え方として、拠点となる都市機能誘導区域、鉄道駅などの徒步圏である周辺市街地、幹線バス路線の沿線などのエリアを設定していくことを考えています。

この基本的な考え方については、公共施設マネジメントの取組と併せて地域説明会を開催し周知に努めましたが、今後も、計画素案については、都市計画審議会への報告、パブリックコメントの実施並びに関係団体・市民への説明会の開催などの機会を通じご意見を伺ってまいります。

(担当課：都市政策課)

(4) その他

【回答】

居住誘導区域については、鉄道駅などの拠点やその周辺市街地、基幹となる公共交通沿線等への人口の緩やかな誘導により、都市機能や生活サービス機能の維持を図り、便利で暮らしやすい生活の持続を図っていくものです。居住誘導区域外において、特段の規制が生じるものではありませんが、地域コミュニティの持続や地域の暮らしを支えていくという観点から、各種分野において、各部局が連携して人口減・少子高齢化の進行に伴う対策を講じていかなければならぬと考えています。

(担当課：都市政策課)

1.1 将来を見据えた都市構想の策定について

【回答】

県西地域2市8町は、地理、交通、そして住民生活面での一体性が高く、ま

た、本市には経済や都市の各機能面が集中しています。そのため、本市の行財政基盤の弱体化が見込まれる中であっても、圏域の最大都市である本市が中心的な役割を担い続けなければならることは認識しており、まずは、本市単独での行財政基盤を強化すべく、様々な取組を断行しているところです。

一方、人口減少・少子高齢化の中にあって、自治体間における広域連携の重要性はますます高まりを見せてています。県西地域においては、各首長を中心とした「神奈川県西部広域行政協議会」を設置し、基礎自治体を取り巻く諸状況の変化への的確な対応及び高度化する広域的課題の確かな解決策について、共同して調査及び研究を進めています。

また、全市にわたる都市構想として、本市では総合計画「おだわら T R Y プラン」を策定しており、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を将来都市像として各施策の推進を図っています。ご提案いただいた県西地域の中核都市としての考え方については、この T R Y プランにおいても、広域行政の基本方針として、関係市町との相互補完や適切な役割分担により広域的な課題に的確に対応していく、としています。今後も引き続き、先の協議会を軸に県西地域の市町とともに、圏域の課題認識の共有等を継続しながら、将来にわたる圏域の持続可能性について追求してまいります。

(担当課：企画政策課)

1.2 市立病院の機能整備について

【回答】

市立病院では、現在、医師の医療説明に通訳が必要な場合、神奈川県と県内市町村が県医師会等の協力のもと、N P O 法人と協働して運営し、県内約 70 医療機関が利用している「かながわ医療通訳派遣システム事業」により医療通訳の派遣を受けています。

医療通訳には専門性が必要であることはもとより、同事業は 12 言語に対応できること及び年間の派遣件数が 20 件程度であることを踏まえれば、現時点においては、市立病院における医療通訳の独自採用は、実績や費用対効果からも難しいと考えております。

(担当課：経営管理課)

1.3 病院の建て替えにイオン敷地の活用について

【回答】

市立病院の建て替え場所については、大規模な基幹病院の建替えであることから土地利用上の制約や周辺環境への影響などの課題が存在しております。そこで、市立病院が昭和33年の開設時から当地に立地しており、市民に馴染みがある上、市民の利便性、医療従事者等人材確保等の観点から、まずは現地建替えから検討を進めていくこととしました。

今後、都市計画法をはじめとした土地利用規制との整合、周辺環境への影響、交通アクセスなどの検討を進め、現地建替えの可否を見極めたうえで、基本計画を策定します。

また、近隣の公立病院との連携、私立病院、開業医との役割分担の明確化につきましては、市立病院としましては、県西地域の基幹病院として、高度急性期、急性期医療を担い、地域の医療機関や在宅医との間で、積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進及び医療情報の共有等を中心に連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築実現に向け尽力してまいります。

(担当課：経営管理課)

1.4 市民ホールの整備について

【回答】

市民ホールの管理運営については、建物の実施設計が進み大小ホールや諸室等の詳細が確定していく中、市民ホール管理運営実施計画を基に、市民ホール整備推進委員会にご意見を伺いながら、より具体的な検討を始めたところです。

今後検討を進めるに当たっては、ホール棟に併設予定の「にぎわい廊」に配置する機能とも連携を図りながら進めてまいりますので、経済関係の方からご意見をいただく機会を持ちたいと考えております。

この施設は、小田原城の正規登城ルートの登城口（小田原城正門）である馬出門の前面という観光振興の視点から重要な位置にあることから、観光や地場産品など情報を発信するとともに、ガイドツアーやレンタサイクルの受付などをを行う「観光情報発信機能」や、本市の歴史や文化に触れる場を提供し、来訪者のニーズが高い「コト消費」につなげる「文化体験交流機能」などを有した拠点とすることを考えており、現在、観光協会やガイド協会など関係団体との意見交換を進めています。

(担当課：文化政策課、観光課)

1 5 三の丸地区の整備構想の明確化について

【回答】

「三の丸地区の整備構想（案）」については、小田原市議会への報告後、平成の城下町・宿場町構想研究会・分科会で説明し、意見交換をさせていただきました。

また、平成の城下町・宿場町構想の中で、大手門や三の丸のお堀を復元するなど文化・観光の拠点を作り周辺への回遊性を高めることを目指している「小田原城前横丁」のイメージは、「三の丸地区の整備構想（案）」の方向性と整合するものと考えています。

(担当課：企画政策課)

1 6 平成の城下町・宿場町構想の推進について

【回答】

平成の城下町・宿場町構想の研究会については、時田副市長のほか関係部長が出席し、また、5つの分科会にも関係各課の課長級職員が出席し、必要な情報提供や意見交換をさせていただきました。

今後も、新たな事業展開があれば、適宜、情報提供させていただき、また、予算の措置については、行政が費用負担するべき具体的な事業展開があれば、検討させていただきます。

(担当課：企画政策課)

1 7 小田原駅東西自由連絡通路における5路線を網羅した発車時刻表サインの設置について

【回答】

小田原駅は鉄道5路線が乗り入れる交通結節点であり、1日の乗降客数が19万人を越える県西地域最大の鉄道駅であることから、乗降客の乗継環境の改善や利便性の更なる向上に繋がる取組は必要と考えています。

ご要望のあった鉄道と路線バスを網羅した発車時刻表（電光掲示板）については、現時点では設置予定はありませんが、駅利用者の乗継環境の円滑化に向け、鉄道のダイヤ改正に合わせた路線バスの到着・出発時刻の見直しや、ハルネ小田原におけるバス時刻表の統一化など、可能なものから実施しているところであり、今後も乗継

環境の改善に取り組んでまいります。

(担当課：まちづくり交通課、土木管理課、道水路整備課)

18 小田原駅に隣接する公共施設内のトイレの実態把握について

【回答】

ご指摘いただきました小田原駅周辺の公衆トイレは、西口、東口（大雄山線側）、ハルネ小田原、UMECOなどのトイレが該当すると思われます。これらのトイレの利用状況としては、桜の開花時期や北條五代祭り開催時などの繁忙期を除き、トイレ待ちの行列を確認していないことから、本市としては、特に小田原駅周辺に公衆トイレが不足しているとの認識はありません。

しかしながら、本市への来訪者にとって小田原駅周辺は「玄関口」となるため、今後も来訪者のニーズ把握に努めるとともに、貴商工会議所をはじめ、小田原駅周辺の商業関係者のご理解とご協力を得ながら、来訪者の受入環境の整備に努めてまいります。

(担当課：環境保護課、観光課)

19 小田原城への登城サインの更なる増設について

【回答】

小田原城への誘導については、本市としても課題認識を持ち、これまで様々な取組を行ってきており、現時点において小田原駅周辺（中央通り、お堀端通り、お城通りなど）には、景観に配慮したサイン類が40ヶ所以上に設置されているとともに、携帯端末でリアルタイムに現在地や案内などの情報を入手できる便利な観光アプリケーションも配信するなど、小田原のまちに土地勘がない方でも、気軽に小田原城を訪れることができるよう、案内を行っているところです。

長年、小田原城址公園内で本市が実施しているカウント調査では、北入口から本丸広場へ向かうルートの利用者の割合が、平成9年度に49.5%であったものが、平成29年度には19.5%へと大幅に減少した一方、歴史見聞館前から本丸広場へ向かうルートの利用者の割合は、平成9年度に21.3%であったものが、平成29年度には48.5%へと大幅に増加していることから、これまで設置したサイン類の効果が確実に出ているものと認識しています。

以上のことから、現状では小田原城への案内サインの増設については考えておりませんが、今後は、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピッ

クなど世界的なイベントを控え、本市への来訪者も増える見込みであることから、おもてなしの心を持って迎え入れられるよう、市民の意識啓発にも取組んでまいります。

(担当課：観光課、小田原城総合管理事務所)

20 来街の外国人観光客への対応について

【回答】

これまで、アークロードの「小田原駅観光案内所」に外国語が堪能なスタッフを常時配置し、日本政府観光局から「外国人案内所」としての認定を受け、小田原城などの情報を積極的に発信するとともに、利用者の声を参考にコインロッカーを設置したほか、ハルネ小田原では「小田原駅手ぶら観光センター」を開設し、手荷物の一時預かりや宿泊先までの宅配など、サービス向上に努めているところです。

小田原駅西口に外国人観光客が数多く滞留していることは本市としても認識しており、その動向等を把握するために小田原市観光協会（地域 DMO）と共同でヒアリング調査を実施したところ、60分以内に次の予定地に出発する乗換え利用の方が約9割という結果でした。

本市では、外国語版の観光アプリケーションの配信や、観光パンフレットの発行など、小田原城をはじめとする小田原観光の情報発信に力を入れてきたところですが、富士箱根など広範なエリアを対象に観光する外国人観光客に対しては、行政区域にとらわれることなく、広域圏として情報を発信することの必要性を痛感しているところです。

また、平成25年度からガイド団体やまちづくり団体、商工会議所や商店街連合会、交通事業者、宿泊事業者、旅行業者、行政などの観光関連団体による「観光まちづくり推進懇話会」を年3回ほど開催しています。訪日外国人の受入環境整備については、今後の観光振興においても重要なテーマであることから、この場を利用して広く議論していきたいと考えています。

(担当課：観光課)

21 早川新施設を含むエリアの整備と活性化計画の策定について

【回答】

小田原漁港周辺の活性化については、平成30年3月に学識経験者、JR東日

本、漁業関係者、地元商店会及び自治会のほか、県市の関連部署をメンバーとした「小田原漁港（早川駅周辺地域）活性化検討会議」を立ち上げ、検討を開始したところです。

また、小田原市立地適正化計画に位置付けられた早川駅周辺を対象に、都市再整備計画を策定し、社会资本整備総合交付金を活用しながら、回遊性の促進を含めたエリア整備を進めています。

さらに、本港周辺（水産市場周辺）の漁業・飲食関係者の若手が「小田原の地魚」に特化した取組を通じ小田原漁港周辺を活性化するため、「小田原地魚大作戦協議会」を立ち上げました。

これらの取組とも連携しながら、ご要望いただきました小田原漁港交流促進施設、早川駅、本港周辺（水産市場周辺）の3つの起点の連携方法を含めた様々な活性化策を検討してまいります。

（担当課：観光課、水産海浜課）

2.2 JR東海道線上り電車終電の繰下げについて

【回答】

東海道本線の小田原駅発上り最終電車については、神奈川県をはじめ県内すべての市町村及び経済団体により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、鉄道事業者に対し、「小田原駅発上り最終電車運転時刻の繰下げ」の要望を行っています。鉄道事業者からは、「小田原駅23時台の上り電車は、利用が低調であることから、上り最終列車の繰下げ等については、現状考えていない」との回答を受けています。

しかしながら、「小田原駅発上り最終電車運転時刻の繰下げ」は、利用者の利便性向上を図る上で重要な課題と認識していますので、引き続き鉄道事業者へ要望してまいりたいと考えています。

（担当課：まちづくり交通課）

2.3 女性や障がい者が活躍できる職場づくりへの事業所への配慮について

【回答】

少子高齢化が進む中、労働力人口を確保する対応策の一つとして、女性や障がい者の社会進出が求められており、その促進に当たっては、雇用に際して、働くことの障壁とならないように職場環境を整備することがとりわけ重要であり、事業主

には一定の配慮が求められています。

障がい者雇用に取り組む事業主に対しては、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などが助成金等の支援制度を設けており、本市としましては、必要に応じて当該制度の周知を図ってまいります。

横浜市が本年度から実施している「中小企業女性活躍推進助成金」の取組は、女性や障がい者が社会に進出するための先進的な事例となり得るものであり、本市としても注目しているところです。

本市における支援のあり方については、同制度の状況や県内各市の取組等を参考としながら検討してまいります。

(担当課：人権男女共同参画課、障がい福祉課、産業政策課)

2.4 雇用の促進について

【回答】

シニアの雇用促進については、貴商工会議所を始めとする地域の関係団体と「小田原市生涯現役推進協議会」を設立し、本年7月から、国の「生涯現役促進地域連携事業」を受託して、具体的な事業を開始したところです。

その中で、シニアと企業（貴商工会議所の会員）を対象にした就労・雇用に関するニーズ調査を実施するとともに、企業を訪問して、シニア雇用の意識啓発やシニアに適した仕事の切り出し等を行っており、今後の事業展開においても、貴商工会議所を含め協議会構成員と情報共有を図り連携体制を強化することで、シニアと企業のマッチングを推進してまいります。

障がい者の雇用促進については、ハローワークが主催する西湘地区障害者就職面接会について、周知や当日の支援などの協力をしています。

また、障がい者の就労支援として、障害者総合支援法に基づき、障がい者が職業訓練や求職活動の支援・相談等を受けられる就労移行支援サービス等を給付しているほか、障がい者の就労相談、ハローワークや事業主との調整等を実施している障害者就業・生活支援センターの運営費を助成しています。今後とも障がい者の雇用促進や就労機会の拡大に向け取組んでまいります。

学卒予定者や高校生及び転職者を含めた地元就職の促進に当たっては、西湘地区就職面接会、西湘地区大学等就職面接会、U.I.Jターン就職応援合同説明会のほか、地元企業と県西地区の高校生の交流を図るジョブスタディを貴商工会議所やハ

ローワークと協力しながら引き続き実施してまいります。

(担当課：企画政策課、障がい福祉課、産業政策課)

2.5 足柄幹線林道の整備の強化について

【回答】

足柄幹線林道の管理者である県西地域県政総合センターによりますと、当該林道については、防災の視点での安全対策に留意し林道機能を保持するため、必要に応じた維持管理を実施してまいりたいとのことです。

(担当課：防災対策課、農政課)

2.6 富士山噴火災害時の事業所への配慮について

【回答】

本市では、噴火警報発表中の火山に係る降灰予報（定期・速報・詳細）を必要に応じて速やかに市民へ情報提供を行っています。

また、火山災害が発生した場合には、防災行政無線を通じてアラートの情報を提供するほか、救助・救急、消火及び医療救護活動と併せ、降灰等への対策を行います。

各事業所における具体的な降灰対策としては、出社可能な社員の想定・把握や、物流が止まった場合の原材料の入荷及び製品出荷の代替手段の検討のほか、BCPの策定などのソフト面の対策、さらには電子機器を降灰から守るために大きめのごみ袋やラップを用意する、建物の倒壊を防ぐために降灰卸しに必要なスコップを常備しておく、といったハード面の対策が考えられます。

本市としては、火山災害による被害の軽減を図るため、県と協力して速やかに避難計画の策定や火山灰の廃棄方法及び収集場所の検討等を進めてまいります。

また、今後も市民や事業所からの問い合わせに対し、適切に情報提供できるよう努めてまいります。

(担当課：防災対策課)

2.7 （仮称）小田原スポーツコミッショナの設立について

【回答】

ラグビーに関する取組については、民間の皆様と連携して取り組んでいく必要があることから、平成28年4月に、貴商工会議所のほか、市観光協会、市商店街連合会や民間企業など、約40団体を構成員として、ラグビー準備委員会を立

ち上げ、誘致活動のほか、ワールドカップに向けた機運の醸成を図ってまいりました。（ラグビー準備委員会については、本年4月にラグビー誘致委員会に名称変更）

今般、ラグビーオーストラリア代表が小田原をトレーニングキャンプの拠点とすることが決定したことを受け、本年6月にラグビー誘致委員会の中に「プロモーション・交流部会」を設置し、国内外に向けた効果的な情報発信の方策や選手と市民との交流事業について、貴商工会議所のほか、市観光協会、FMおだわら、J:COMイースト小田原局など、主要メンバーとともに検討しているところであり、民間の皆様とも連携しながら進めています。

スポーツコミッショナの設立については、スポーツと地域資源を掛け合わせて活用することにより地域経済の活性化を図るという観点から、設立する動きが全国的に広がりつつあることは承知していますが、本市では既に官民が連携してスポーツを通じて地域経済を活性化しようという活動が展開されていることから、現時点ではこうした活動をスポーツコミッショナとして組織化して展開していくことまでは想定していません。

本市では、だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現を目指す「小田原市スポーツ振興基本指針」を策定しており、スポーツ関係団体、機関等と連携・調整しながら、まずは身近なところでの「する」「みる」「支える」スポーツの振興を図ってまいります。

（担当課：企画政策課、スポーツ課）

28 PPP、PFI手法の活用について

【回答】

平成30年度PPP・PFI勉強会は、小田原市においても名義上の協力により、支援させていただいている。今後の公共施設マネジメントには、民間活力の導入は必須であることから、行政としても貴商工会議所と連携して取組を進めたいと考えております。

（担当課：公共施設マネジメント課）

29 地方創生の戦略に再生可能エネルギー施策の推進について

【回答】

本市では、平成29年度からスタートした「おだわらTRYプラン」後期基本

計画において、9つの重点テーマの一番目に「豊かな自然や環境の保全・充実」を掲げ、庁内部局の横断的な取組や市民・民間との連携により「エネルギーの地域自給に向けた取組」を推進しています。

地域資源である再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地域自給の取組や省エネルギー化の推進は、気候変動の防止のみならず、地域のエネルギー収支を改善させ、地域経済を活性化させるとともに、地域に留まった資金が地域課題の解決の原資となり得ると認識しています。

国においても、地球温暖化対策に係る国際的な共通目標を定めたパリ協定が発効する中で、環境と経済・社会の一体的な課題解決を掲げており、再生可能エネルギーの導入は環境配慮的な側面だけでなく、経済の活性化に資する形で導入すべきことが明確になっています。

こうした中で、本市では小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に基づき、地域の活性化等、地域課題解決に資する再生可能エネルギー事業に奨励金を交付するなどの支援を行うとともに、地域への還元を促す仕組みを整えてまいりました。

また、エネルギーの地域自給に向けた取組の実現には、市民及び事業者など多様な主体による着実な取組、とりわけエネルギーの地域自給の意義についての効果的な発信も重要となります。

現在、本市が進めている、市立小学校7校に蓄電池及び太陽光発電設備を設置しエネルギー管理を行う「エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」におけるピークシフト等の省エネルギー効果の発信や、貴商工会議所と連携した情報発信などを実施するとともに、より一層、国の動向や最新技術動向等の情報収集に努めながら、民間事業者の取組を促進するための仕組みを整え、地域からの温暖化対策とさらなる地域経済の好循環の創出につなげてまいります。

(担当課：エネルギー政策推進課)

30 小田原地下街の民間移管について

【回答】

小田原地下街「ハルネ小田原」の経営は、現在、商業機能は湘南ステーションビル株式会社に、公共公益的機能は株式会社街かど案内所に業務を委託し、市の意思決定のもと、各受託者との三者が緊密に連携しながら行っているところです。民

間事業者による経営への切替えについては、今後、中心市街地を取り巻く環境が変化していく中、将来的な検討事項の一つであると認識しています。

経営状況については、会計期間における収入及び支出を、一般会計からの繰入金も含め、小田原地下街事業特別会計の決算として公表しています。一般会計からは、収支差額を補填するためではなく、地下歩道やバス乗り場への階段・エスカレーターといった公共部分の維持管理、まちなかとの連携施策など、各目的に応じた繰入れを行っています。

(担当課：商業振興課)